

総 務 常 任 委 員 会

令和元年9月25日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 13 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 財産の取得について
- 議案第 20 号 財産の取得について

出席委員（7名）

委員長	伊 藤 保	副委員長	米 本 弥一郎
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	宮 澤 芳 雄	委員	遠 藤 保 明
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 悦 世

説明のため出席した者（22名）

副 市 長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革推進課長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治

企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子
会 計 管 理 者	多 田 英 子	消 防 長	川 口 和 昭
監 査 委 員 長	伊 藤 義 一	そ の 他 担 当 員	1 1 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
副 主 幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

秋も深まる中、15号による災害があり、復旧が続く中、この委員会を開催させていただきます。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いします。

議長。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む7議案について審査していただくことになっております。どうぞよろしく慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、1件ご報告をさせていただきます。

防災無線等でもご案内しているところでございますが、台風15号によります災害ごみの受け入れ、これを仁玉スポーツ広場におきまして9月20日金曜日から開始しております。

受け入れ期間は10月20日日曜日までの1か月間、受け入れ時間は午前9時から午後4時まででございます。

受け入れる災害ごみの種類、それから注意事項等をまとめたチラシを9月21日土曜日に新聞折り込みにいたしまして、市民の方々へ周知を図ったところでございます。これは始まったということですのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審議をお願いしております議案、全部で7議案でございます。予算関係が1議案で、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、総務常任委員会の所管事項、次に条例関係が4議案で、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、財産の取得ということで2議案でございます。議案第19号、水槽付き消防ポンプ車1台の購入、議案第20号、高規格救急自動車1台の購入でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔・明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月10日の本議会におきまして、本委員会に付託された議案は、議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、財産の取得について、議案第20号、財産の取得についての7議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） この補正に関しましてお伺いしますが、補正の増額、補正予算書の10ページ、説明欄1、電算システム運用事業、13委託料の増額についてですが、この電算業務委託料ですが、実際にはどのような業務を委託するのか。また、ここで増額補正をするという理由についてお伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、システム改修の内容ですけれども、2つございます。国民年金システムの改修、それから国民健康保険システムの改修でございます。

国民年金システムに関しましては、産前産後の保険料免除に係ります法改正に伴う届出書等処理結果一覧表の電子媒体化対応のための改修でございます。国民健康保険システムに関しましては、制度改正に伴う改修のためでございます。

なぜここで補正かというお話ですけれども、国民年金システムのほうの産前産後免除に係る法改正で、この4月から電子媒体化してできるということになっております。

4月からできたんですけれども、ここへ来て改修の目途がついたので、補正予算をいただいて改修を行うということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、7ページ、歳入の市税ですか、環境性能割1,000円組んでありますが、普通自動車ですか。普通自動車は年式の古いものについては排ガスとかなんとかということで税金が高くなっておりますが、そういう中で、今まで軽自動車については、そういう性能割はなかったのか。新しくそういう制度ができたからこの補正を組んだのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの高橋委員の質問に対して、ご説明いたします。

今まで軽自動車税にはこういったものがなかったかということだと思いますけれども、一応、これについては自動車取得税ということで県が全部取りまとめて、軽自動車であろうと普通自動車であろうと、自動車を取得したものに対して取得税がかかって、それが県から市のほうに来ておりました。それが今回、消費税導入に伴いまして自動車取得税が廃止になりました。それに伴って、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割という、そういうものが創設されます。

それで、軽自動車税環境割については県が徴収いたしまして、それが市のほうに歳入として入ってきますので、それで科目設定ということで科目だけ今回設定したものでございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第13号につきましては、本会議にて補足説明を申し上げましたとおりでございます。ここでの補足説明はございません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いいたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第17号につきましては、本会議にて補足説明を申し上げましたとおりでございます。こちらでの補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第18号につきましては、本会議にて補足説明を申し上げましたとおりでございます。こちらでの補足説明等はございません。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第19号、財産の取得について（水槽付き消防ポンプ車1台）の補足説明を消防本部より申し上げます。

今回、仮契約を締結いたしました水槽付き消防ポンプ車1台につきましては、車両は日野自動車の予定でございます。消防自動車専用の3トン車、こちらを使用しまして、水槽容量は900リットルでございます。

配備先につきましては、旭地域椎名内浜、西足洗浜区を管轄します消防団第1中隊第2分団第2部でございます。

現有する車両は平成11年に配備し20年が経過しております。老朽化により性能低下しました車両を更新することをお願いするものでございます。

納入期限は、令和2年3月19日でございます。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は……。

消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ございません。

ただいまの説明の中で、配備先ですけれども、消防団第1中隊第2分団第1部でございます。2部と申してしまいました。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今、このタンク容量は900リットルということですが、時間的にどのぐらいの時間放出できるのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 高橋委員のご質問にお答えいたします。

現在、900リットルということで、放水時間ではありますが、放水、ホースを1本、これは20メートルのホースですけれども、それを活用しまして、口径が65ミリのホース1本で約3分で、その圧力は0.4メガパスカルということでございます。

これは通常の消防隊員1人が、筒先、ホースの先で消火を展開する、活動する負荷がかかる状態を賄える0.4というのは圧力でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 3分ということですが、だいたい、1か所の火災ですか、どのぐらいの放水量と、それから時間がかかっているのか、平均は分かかりますかね。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 高橋委員のご質疑でございますが、消防本部内では1件の火災に費やした放水量、それから平均的な消火時間、こちらの統計は現在っておりません。申し訳ございませんが、回答ができない状況です。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、議案第20号、財産の取得について（高規格救急自動車1台）の補足説明を消防本部より申し上げます。

今回、仮契約を締結いたしました高規格救急自動車1台につきましては、車両は日産自動車の四輪駆動車両でございます。

主な装備につきましては、最新の医療機器、これは半自動式除細動器、これはAEDといわれる機器、これをイメージしていただけると分かります。除細動器や救命士の使用する気道確保器具、こちらを導入した仕様となっております。

配備先につきましては、消防本部飯岡分署でございます。

現有する車両は平成18年に配備し、13年が経過しております。老朽化により機能低下しました車両の更新をお願いするものでございます。

納入期限は令和2年3月31日でございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 先ほどの水槽付き消防ポンプのことも関連なんですけれども、素朴な質問なんですけれども、今まで使っていた車両というのは下取りというのはあるんですかね。それとも、どういう扱いになるのか教えていただければ。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 片桐委員のご質問にご回答いたします。

通常、消防本部で使用した車両につきましては、消防車両であったり、今回の救急車もそうでございますが、入札等により業者に売り払いをしているということです。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 下取りをしてもらうという考えですかね。金額の中から差し引いてということですか。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） すみません、下取りではなくて、車両単体を各業者に売り払うということでございます。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） ただいまの説明で、この救急車ですか、四輪駆動だというような説明がありましたけれども、これまでの救急車もそういう形でみんな四輪駆動だったんでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） 島田委員のご質問にご回答いたします。

現在所有しております車両5台、現有して活用しております車両が4台、そして予備車になっている車両が1台ございます。そのうちの四輪駆動は2台でございます。その2台につきましては、後ろの後輪部分も若干かじがきくということで4WSという装備をしております。現有する5台の中で4WDは2台でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 災害現場とか、そういったところには恐らく4駆の救急車のほうが有効かなと思いますけれども、実際にこれまで救急車が出ていった中で、そういった効果が出たなどといったような現場があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にご回答いたします。

私どもが一番危惧しているのは、坂道で凍結した場面、そのようなところを消防車両も救急車両も危惧しているところでございますが、実際に現場で難儀した事例というのは、ぬかるみにはまってしまいまして、そして後部から隊員で押した事案がございました。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。
高橋委員。

○委員（高橋利彦） 先ほど、救急車5台とかという話ですが、普通の救急車を含めて現在何台あるのか。その中で、この高規格救急車ですか、自動車、これが今度新規に含めるものを入れて何台になるのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にご回答いたします。

現有する救急車両は5台でございます。そのうちの1台は予備として活用させていただいております。車検時だったり故障、そのようなときに対応いたします。

そして、今回導入する車両は飯岡分署、こちらに配備予定です。現有する飯岡で活用しています救急車両の更新ということですので、今後も5台になることには変わりはありません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、普通の救急車が4台。それで、今度はこの高規格車が1台、合計で5台ということですね。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ございませんでした。ご質問に回答が足りませんでした。

全てにおいて高規格救急自動車でございます。現有する5台も高規格救急自動車。そして、今回導入する予定の車両も高規格救急自動車でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 私は、今度飯岡でこの高規格車が入ると、あとは普通の救急車だと思ったんですよ。じゃ全部高規格ということよろしいですか。全て高規格車ですか。分かりました。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（川口和昭） ご質問にお答えいたします。

全てにおいて救急車両は高規格救急自動車でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第9号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳） 行政改革推進課から、第3次旭市行政改革アクションプランの平成30年度の進捗状況についてご報告させていただきます。

お配りしてあります資料、第3次旭市行政改革アクションプラン平成30年度の進捗状況をご用意ください。

平成27年3月に策定しました本計画につきまして、推進期間の4年目となる平成30年度の

進捗状況の取りまとめをいたしました。この内容は、外部委員で組織する行政改革推進委員会に諮り、その後、市長を本部長とする内部組織でありますけれども、行政改革推進本部で決定されたものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

こちらは、平成30年度における進捗状況を表にしたものになります。アクションプランで定めた取り組み項目は63項目ですが、複数の課にまたがる取り組みもあるため、評価項目数としては、表の下から2行目の合計欄にあるように76項目となります。

評価としましては、完了7、順調41、概ね順調27、停滞1という結果となりました。

構成比の欄の完了9.2%、順調54%、概ね順調35.5%を合わせますと、概ね順調以上が98.7%となり、一部遅れがあるものの、全体としては滞りなく進んでいるものと考えております。

○委員長（伊藤 保） 課長、時間がかかるようでしたら座って。

○行政改革推進課長（井上保巳） じゃ失礼して、着座で説明させていただきます。

3ページには、判定の基準として、完了、順調など5つの進捗状況に対する考え方などを記載しております。

次に4ページをお願いいたします。4ページから5ページ、6ページ、7ページまでは取り組み項目ごとの進捗状況一覧となり、平成27年度から30年度までの判定の推移となります。30年度に判定を上げたもの、下げたものについては、備考欄に矢印で示してあります。それぞれの取り組み内容につきましては、8ページからの各取り組み項目の概要において取り組み内容等を記載しております。

本日は時間の関係もございまして、主な項目について説明させていただきます。

それでは、8ページをお開きください。

項目番号1番、新庁舎の建設と機能集約になります。

内容は、新庁舎の窓口を分かりやすく、手続き窓口の集約化などで市民の利便性を高めるものです。取り組みでは、市民会議開催や議会等の報告を経て概要をまとめ、新庁舎機能や配置計画など、市民利便性を考慮した設計とすることができたほか、建設工事の入札において、年度内に契約を締結したことで消費税増税の経過措置が適用され事業費の縮減も図られており、取り組みを順調といたしました。

それでは、飛びまして17ページをお開きください。

31番の市税収納率の向上から19ページの32の9番、水道使用料の収納率の向上までの10項

目については、各債権の収納率向上に対する取り組みとなります。財源確保のため収納率の向上と滞納額の縮減を目指し、口座振替納付やコンビニ収納の推進のほか、夜間・休日の納付窓口の開設や、自動音声、電話催告システムによる電話催告、夜間・休日の訪問徴収など、さまざまな徴収対策を行っております。

次に、20ページから21ページまでの表は、各債権における目標数値及び実績でありまして、平成27年度からの目標と実績を記載しております。

アクションプランにおいては、現年分は収納率、過年度滞納繰越分は収入未済額で達成度をはかっております。この表で目標と実績の差である対目標差の数値がプラスとなった場合に目標達成となりますが、収納率向上の取り組み判定としましては、現年分収納率と滞納繰越分収入未済額、どちらもプラスの場合を順調としております。

30年度は、20ページ左上の市税、国民健康保険税、それと21ページの下の方の放課後児童クラブ受託料と水道使用料が順調となります。

続きまして、27ページをお開きください。

27ページの50番、保育所の再編と51番、学校の再編について説明いたします。

これらの取り組みについては、どちらもあり方検討委員会の提言等を踏まえ、子どもたちの安心・安全の確保、よりよい教育環境の実現のため、施設の統廃合や再編に向け取り組みを進めております。

学校の再編につきましては、概ね順調としておりますが、令和元年度には次のステップとして、旭市学校再編計画策定委員会を立ち上げており、具体的な検討を始めております。

続いて、28ページをお願いいたします。

54番、施設の長寿命化と関連しまして、恐れ入ります、31ページをお願いいたします。58番、文化財の集約及び60番、他用途への転用及び多機能化の推進の3つの項目に重複した取り組みとして、干潟支所を公民館・支所・児童クラブ・文化財保管庫等の機能が集約した複合施設への転用と同時に長寿命化改修工事を行うことと決定し、令和元年度に着工となりました。このような複合施設化は効率的な情報発信や施設量の縮減にもつながるもので、それぞれの取り組みは順調としております。

これがモデルケースとなるよう、機能集約等を進める施設を選定し、引き続き施設量の縮減を図ってまいります。

項目ごとの説明は以上になります。

恐れ入ります、33ページをお願いいたします。

こちらは平成30年度の歳入確保及び経費節減の効果額となります。4年目の平成30年度の効果額としては5億1,346万円と算出いたしました。

効果額の主なものとしましては、最初の表1の安定した歳入の確保等では、(1)市税収納率の向上2億1,130万円や、(2)税外債権の収納率の向上174万円等の結果によりまして、平成30年度の計は2億9,560万円と計上しました。その下の表、2、経費の節減・合理化では、(1)人件費の抑制への取り組み等により、計2億1,786万円、合計は5億1,346万円となります。

なお、平成30年度の欄の左側の5年間の目標とあるのは、こちらは3次アクションプラン5年間の目標額でありまして、右側の期間合計欄は平成27年度から平成30年度までの4年間の合計額となります。

以上、項目を絞って説明させていただきました。

また、本プランは、令和元年度が推進期間の最終年度となりますが、令和2年度からは現在策定中の第4次アクションプランにより推進していくことになります。

今後も職員一丸となって行政改革に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時 41分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保